

前回まで

2 具体的な指針（案）の概要

(1) 権利濫用又は公序良俗違反と認められる場合の考え方

- ・開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関又は国会議員関係政治団体の業務への支障並びに国民一般の被る不利益を勘案し、
⇒開示請求が、規正法で設けられた少額領収書等の写しの開示制度の本来の目的を著しく逸脱し、社会通念上妥当と認められる範囲を超える場合は権利濫用又は公序良俗違反と認められる

(2) 権利濫用又は公序良俗違反と認められる場合の例示

- ①開示請求時の請求者の発言から、請求目的が、準備事務をさせることにより行政機関又は国会議員関係政治団体の業務を混乱、停滞させることにあると明らかに認められる場合
- ②開示請求時の請求者の発言から、請求目的が、犯罪行為を行うことや、少額領収書等の写しを改ざんして使用することにあると明らかに認められる場合
- ③閲覧しないことを故意に繰り返すなどの請求者の開示請求及び開示実施の際の行為から、請求目的が、準備事務をさせることにより行政機関又は国会議員関係政治団体の業務を混乱、停滞させることにあると明らかに認められる場合

(3) 総務大臣又は都道府県選管の判断の留意点

- ①開示請求者の職業などを判断材料として請求目的を推認することは不相当であること
- ②開示請求時において、請求目的を請求者に確認することは想定されていないこと

今回

2 具体的な指針（案）の概要

- ・開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関又は国会議員関係政治団体の業務への支障並びに国民一般の被る不利益を勘案し、
⇒開示請求が、規正法で設けられた少額領収書等の写しの開示制度の本来の目的を著しく逸脱し社会通念上妥当と認められる範囲を超える場合は権利濫用又は公序良俗違反と認められる
- ・次に掲げる請求目的については、権利濫用又は公序良俗違反と認められるものと考えられる（これ以外の請求目的については、運用状況を踏まえ、必要に応じ検討）
 - ①準備事務をさせることにより行政機関又は国会議員関係政治団体の業務を混乱、停滞させること
 - ②開示された少額領収書等の写しに記載された情報を使用して犯罪行為を行うこと
 - ③開示された少額領収書等の写しを改ざんして使用すること

3 具体的な指針の運用について

具体的な指針の運用に当たっては、次の運用が、実効性の観点から適当であると考え

- 開示請求時において、請求目的を開示請求者から確認し、当該請求目的が具体的な指針に該当するかどうかを判断すること
- 請求目的を開示請求者から確認できなかった場合でも、閲覧しないことを故意に繰り返すなどの請求者の開示請求及び開示実施の際の行為や開示請求時の請求者の発言から、請求目的が明らかに認められる場合は、当該目的が具体的な指針に該当するかどうかを判断すること